

法人化することでの変更点

一般社団法人に移行することで法律「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に則った運営になるため、会議体の開催形態、総会の開催内容、役員の役割、予算や決算の決め方などの変更点があります。学会内部の運営面での変更がありますが、会員の皆様の普段の活動に影響が出るものはほとんどありません。以下について、ご確認よろしくお願いたします。

○社員について

1) 総会に参加できる社員（会員）

従来：普通会员，特別会員，名誉会員，賛助会員

法人：普通会员，特別会員，名誉会員

2) 会員の除名

従来：評議員会の議決

法人：総会の特別決議

○役員について

1) 理事選挙（評議員選挙）

従来：庶務が開票作業を実施

法人：選出方法の決まりはない。特別会員から選出するやり方は変更なし。選挙については学会運営規則に入れる。

2) 会長選挙

従来：特別会員から選出。会長に事故ある場合は臨時代理を委嘱する。

法人：理事から選出する。臨時代理を立てなくても理事が理事会を招集可能。

3) 監事

従来：なし

法人：理事会陪席をする役員として監事 1 名以上を選出しなければならない。総会前の理事会の前に監査（会計監査，事業監査）を実施する。

4) 会計監査

従来：特別会員から選出。

法人：監事の役割となる。

5) 役員の選任

従来：議決はなし。

法人：総会の決議による。

6) 役員の解任

従来：評議員会の議決による。

法人：総会の決議による。

○総会について

1) 総会の定足数と決議

従来：総会は会員の十分の一以上の出席をもって成立する。総会の議決は多数決。

法人：通常決議と特別決議（会員の除名、監事の解任、定款の変更、解散、その他法令で定められた事項）で定足数などが異なる。決議には委任状や電磁的方法も利用可能。

- ・通常決議 → 社員の10分の1（約100人）が総会に出席し、出席した過半数（約50人）で決議される。

- ・特別決議 → 社員の半分（約500人）が総会に出席し、社員の3分の2（約670人）以上で決議される。

2) 総会の開催時期

従来：年会開催直前

法人：事業年度終了後から3ヶ月以内（6月末まで）に総会を開催しなければならない。

→年会が7月開催となる場合は、総会はオンラインなどで6月末までには開催すること。

○理事会について

1) 理事会への出席

従来：出席は委任状による代理出席や電磁的方法が可能。

法人：委任状が使えない。出席は対面あるいはオンライン出席者だけ。

2) 総会前の理事会の開催時期

従来：総会の前日に評議員会を開催

法人：総会の2週間以上前に理事会を開催しなければならない。→オンラインを活用するなどして開催すること。議題は最低1週間以上前に社員に周知すること。

○執行理事会について

1) 会長指名の執行理事（常務委員）

従来：会長指名の常務委員は特別会員の中から指名される。

法人：会長指名の執行理事は理事の中から指名される。

○名誉会長について

1) 名誉会長の権限

従来：評議員会に参加することができる。評議員会に出席し、議決に参加することができる（評議員会運営規則）。

法人：理事会が了承すれば、名誉会長は理事会に陪席ができる。理事ではないので議決に参加はできない。

○資産及び会計

1) 事業報告・決算

従来：総会前の評議員会で事業報告・決算を作成し、総会で承認

法人：毎事業年度終了後に以下を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。(3)と(4)は総会で承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2) 事業計画・予算

従来：総会前の評議員会で事業計画・予算案を作成し、総会で承認

法人：毎事業年度の開始の日の前日までに作成し、理事会の決議を経なければならない。→この時期までに決まらない場合は、3月末までに暫定での事業計画・予算案を提出しておき、総会前の理事会で確定版を提出する。

○化石友の会

従来：学会の下部組織の扱い

法人：学会の下部組織となる扱いはそのまま。学会の会員制度に友の会会員は含めない。運営規則第1条に、友の会の位置付けを明確にするために、「一般社団法人日本古生物学会が「化石友の会」を設置する」と記載する。また、学会が定款第4条に基づき設置すること、代表は会長であること、会計は学会と一括すること等を記載する。